

## 福井駅西口地下駐車場駐車料金徴収事務委託契約書

福井県（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）との間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第158条第1項の規定に基づき、福井駅西口地下駐車場にかかる駐車料金徴収事務について、次の条項により契約を締結する。

### （委託事務）

第1条 甲は、福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成16年福井県条例第29号）第5条の駐車料金の徴収事務を乙に委託し乙はこれを受託する。

2 前項の事務は、駐車料金の調定、収納ならびにこれらに附随する事務とする。ただし、当該駐車料金にかかる督促、延滞金の徴収および施行令第171条の2から171条の7までに規定する事務は含まないものとする。

### （処理の方法）

第2条 駐車料金を徴収しようとするときは、調定決議書により調定しなければならない。

2 乙は、口頭による納入の通知により簡易領収書（様式第1号）の交付をもって駐車料金の徴収をすることができる。

3 前項の規定により、簡易領収書を交付する場合においては、領収印（様式第2号）を押なつし、利用者に交付するものとする。

4 乙は、この契約書に定めるもののほか、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）および甲の指示するところに従い、前条に規定する委託事務を処理するものとする。

### （駐車料金の払い込みおよび管理）

第3条 乙は、駐車料金を徴収し、または収納した場合には、当該駐車料金を徴収し、または収納した日の翌日（以下「払込期日」という。）までに、現金払込書（様式第3号）により、福井県指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払い込むものとする。この場合において、払込期日が指定金融機関等の休日に当たるときは、払込期日は、その翌日以降における直近の営業日とする。

### （提出義務）

第4条 乙は、前条の規定により徴収し、または収納した駐車料金を払い込んだときは、速やかに駐車場日報（様式第4号）を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、徴収し、または収納した駐車料金について駐車場月報（様式第5号）を作成し、駐車料金を徴収し、または収納した月の翌月10日までに甲に提出するものとする。

3 乙は、徴収し、または収納した駐車料金について歳入事務受託者収納計算書（様式第6号）を作成し、駐車料金を徴収し、または収納した月の翌月10日までに甲および福井県会計管理者に提出するものとする。

（調査等）

第5条 甲が必要と認めるときは、第1条に規定する委託事務に係る乙の関係諸帳簿および証拠書類の閲覧および説明を求め、ならびに必要な調査をすることができる。

（損害賠償）

第6条 乙は、第1条に規定する委託事務の実施に関し、その責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、第1条の規定により委託された事務を第三者に再委託してはならない。

（委託期間）

第8条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（その他）

第9条 この契約に関して疑義があるとき、またはこの契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議し定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 福井市大手3丁目17番1号  
福井県知事 杉本 達治

乙